

ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書

菅直人内閣総理大臣は、平成23年1月24日の衆参両院本会議での施政方針演説で、国づくりの第一の理念に「平成の開国」を掲げ、「本年は決断と行動の年だ」と強調し、ＴＰＰ交渉については「今年6月を目途に、交渉参加について結論を出す」と明言しました。

ＴＰＰは、原則としてすべての物品について関税の撤廃を目指しており、仮にＴＰＰが締結されれば、国内の農業生産をはじめとして、地域経済、社会、雇用については極めて多大な影響をこうむることが十分予想されるところである。

わが国は、食料の60%を海外に頼っており、さらに食料自給率が低下することになれば、安全・安心な食料の安定供給が脅かされ、国民に大きな不安を与えることとなる。

また、ＴＰＰでは、物品貿易の自由化だけではなく、金融、保険、政府調達や医師、看護師・介護福祉士等の業務の自由化及び看護師、介護福祉士等の労働市場の開放等を含む包括的な交渉が行われることから、参加の条件によっては、農林水産分野以外にも経済や生活にかかる多様な分野について基準や仕組みを根本的に変更することになり、「国のかたち」が一変してしまう可能性も否定できない。

よって、国におかれては、下記の措置を早急に講じられるよう強く要請する。

記

1. わが国の農業に対する壊滅的な打撃を与えるＴＰＰ交渉については、断固として参加しないこと。
2. ＴＰＰについては、全品目での関税撤廃だけではなく、様々な分野での包括的な交渉が行われ、農林水産分野以外にも国民の経済や生活にかかる多様な分野について影響があることを国民に十分説明すること。
3. 「多様な農業の共存」を基本理念として、農業・農村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保など、食料自給率の向上、農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年3月24日

福岡県筑紫郡那珂川町議会議長 加納 義紀